

逗子市市民参加条例 逐条解説



逗子市市民協働部市民協働課

(令和6年2月改訂)

■ 豆子市市民参加条例逐条解説 目次

前 文	1
第1条 目的	1
第2条 基本理念	2
第3条 用語の意義	2
第4条 市民の権利	3
第5条 市民の役割	3
第6条 市の執行機関の役割	4
第7条 市民参加の対象	6
第8条 市民参加の方法	12
第9条 パブリックコメントの公表等	17
第10条 審議会等及び懇話会等	18
第11条 住民投票の実施	19
第12条 苦情、意見等	20
第13条 市民参加制度審査会の設置	21
第14条 実施状況等の報告及び公表	23
第15条 委任	23
附 則	23

逗子市市民参加条例

前文

わたしたち逗子市民は、今日まで築き上げてきた歴史や文化を踏まえ、将来にわたって逗子市が豊かで住みやすいまちになることを望んでいます。

その実現のためには、わたしたち市民一人ひとりが責任を持って市政に参加することで、市民の意見を踏まえた市政の運営がなされていく必要があると考えています。

特に逗子市では、池子米軍家族住宅建設に関してさまざまな市民参加が行われてきた歴史もあり、自分たちのまちは自分たちで守り、創り上げるという強い思いを持っています。

これまでもさまざまな場面でさまざまな市民参加が行われてきていますが、ここにあらためて市政への参加が逗子市民の権利であることを確認し、どのような場面でどのような参加ができるのかといった逗子市の市民参加に関するルールとして市民参加条例を制定します。

趣旨及び解釈

前文では、逗子市の目指す将来像を提起するとともに、条例策定に至る経緯についてふれています。一般的に前文は、法令等の制定の背景や基本的な考え方を明らかにするために設けるもので、具体的な法規を定めたものではなく、前文の内容から直接法的効果が生ずるものではありませんが、各条項とともに法令等の一部を構成するものであり、各条項の解釈に当たり尊重すべき精神を示すものです。

本市では、平成 12 年 4 月に地方分権一括法が施行されたことがひとつの契機となって市政運営へより一層の市民参加が期待されており、こうした地方分権の流れをより確実なものにするために、これまでも行われてきた市民参加についてのしきみを制度として定めることとします。

また、本条例は市民にとって親しみやすい条例としたいため、「です・ます調」を採用してあります。

(目的)

第 1 条 この条例は、市の行政活動における市民参加の手続を定め、市民参加を適正に運営することにより、市民の望む豊かで住みやすいまちを目指すことを目的とします。

趣旨及び解釈

本条例は、市民参加の対象や方法などの基本的な事項について定め、市政の運営にあたる際の全庁的なスタンダードルールとして位置づけます。「豊かで住みやすいまち」については、前文の趣旨をあらためて条例制定の目的として規定しています。

(基本理念)

第2条 市民参加の基本理念は、市民一人ひとりが権利と役割を自覚し、積極的かつ主体的に生活に根付いた考えを市政に活かすことで市民自治を実現させることをいいます。

趣旨及び解釈

市民参加とは、市民が市民の権利と役割を十分に自覚したうえで、積極的かつ主体的にこれまでの経験から得た^{しみんち}市民知(生活に根付いた考え)を市政に生かすことで、市民自治の実現を目指すことを、この条文では市民参加の基本の理念として明記しています。

(用語の意義)

第3条 この条例において「市民参加」とは、市が意思決定をする過程において市民が意見を述べ、又は提案することにより行政活動に参加し、市政を推進することをいいます。この場合において、市の執行機関は、市民参加の機会を保障するとともに、自らの最終的な判断のもとに事業を執行するものとします。

2 この条例において「市の執行機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。

趣旨及び解釈

【第1項関係】

「市民参加」とは、市民参加の対象となる事項について市が意思決定をするプロセスにおいて市民意見の反映を図るものとし、それをもって民意を反映したまちづくりを目指すものとします。

「市民」の基本的な解釈は、市内に住所を有する者に加え、在勤・在学する個人や市内に事務所・事業所を有する法人等として広く捉えています。しかし、市民の定義については、市民参加の対象や方法等によって、対象となる市民の範囲が異なり、条文で限定的に示すことは困難であるため、敢えて市民の定義はしないこととしています。

ただし、第8条第5号の「市民会議」の参加者や、第10条の「審議会等及び懇話会等」における公募の市民など、市民参加方法の種類によっては、「市民」を「本市に住所を有する者に限りま

す」と限定的に捉えています。ここで限定的に捉えている狭義の市民は、地方自治法第10条第1項に規定されている「住民」であり、「逗子市の区域内に住所を有する者」をいいます。

【第2項関係】

議会は市長と異なる代表性を持つ機関であることから、本条例の対象として議会を含めず、執行側の機関としての範囲を明確にしています。

(市民の権利)

第4条 市民は、行政活動に参加する権利を持ちます。

2 市民は、市の行政活動に参加すること又は参加しないことで不利益な取扱いを受けないものとします。

趣旨及び解釈

【第1項関係】

市民参加について、性別や国籍、年齢など個人の社会的属性や生活状況の相違等にかかわらず、すべての市民が平等に参加する権利をもっているものとします。

【第2項関係】

市民参加は、市民一人ひとりの意思に基づいて行われるものであり、市民の自主性や自立性が尊重されなければならないものとし、参加すること、または参加しないことで不利益な取扱いを受けないものとします。

(市民の役割)

第5条 市民は、市民参加をするときは、自らの行動と発言に責任を持ち、他の市民の参加の権利に配慮し、良識を踏まえて行動するものとします。

2 市民は、自由に意見を表明するとともに、必要に応じて相互の意見や利害に配慮し、合意形成を進めるものとします。

趣旨及び解釈

市民は、市政への参加について、自らの行動と意見に責任を持って参加を行い、また他の市民の参加の権利にも十分に配慮し、良識を踏まえた参加を市民の果たす役割としています。

また、ここで良識とは、社会的につちかわれた見識や、社会人としての健全な判断力のことをいいます。

(市の執行機関の役割)

第6条 市の執行機関は、市民参加の機会を積極的に確保し、市民参加しやすい環境を整備するものとします。

2 市の執行機関は、市民に対して市政に関する情報について、行政活動の各段階において適切な内容を積極的に提供するものとします。

3 市の執行機関は、行政活動における意思決定をする過程の適切な段階で市民参加の手続を実施しなければならないものとします。

4 市の執行機関は、市政について市民参加の手続を経て提言された意見を尊重し、当該行政活動に反映させるものとします。

5 市の執行機関は、市民に対して説明責任を果たすものとします。

趣旨及び解釈

【第1項関係】

「市民参加の機会」とは、市民参加の方法で規定した「パブリックコメント、審議会等、懇話会等、ワークショップ等、市民会議、公聴会等、意向調査、その他」の市民参加の手続を設定することをいいます。「市民参加しやすい環境」をつくるためには、市民参加の手続を設定することだけにとどまらず、市民等に対し市政に関する情報共有を日頃から行い、市に対する関心を喚起し、その関心を市民参加に発展させるよう努めることが重要です。なお、市民参加の手続を実施する際には、様々な状況にある人に配慮し、オンラインと対面での会議を併用するなど、できるだけ多数の市民の参加を得られるよう努めるものとします。

【第2項関係】

本市では逗子市情報公開条例に基づく情報の公開や提供について規定がありますが、市民等から要望や申出があつてから情報提供するだけでなく、市が市民参加を常に意識し、正確でわかりやすい情報を積極的に提供していくことを、あらためて役割として明記しています。「行政活動の各段階」とは、企画立案段階、政策形成過程において最も効果的であつできるだけ早い段階を指しています。

また、ここでいう「情報」とは、一定の手続を経て公開される情報(情報公開条例に基づき公開される情報)を指すものではなく、市の執行機関が市民参加の促進のために当然に公表すべきとされる情報をいいます。

【第3項関係】

「適切な段階」とは、『企画立案→実施→評価』という過程全体の中における適切な段階と、『企画立案』、『実施』、『評価』の各段階の中での適切な時期(早期、中期、終期)を指しています。また、市の執行機関は、最も効果的であつできるだけ早い段階で市民参加を行うように努めるものとします。なお、第8条第1項に定める市民参加の方法から当該行政活動の内容等に応じて適切であるものを複数選択して実施する場合には、パブリックコメント以外の方法はできるだけ早い段階で実施し、その際に意見聴取した内容を踏まえて、パブリックコメントを実施しなければなりません。

【第4項関係】

市民参加を行った際に出された意見を尊重し、行政活動に反映するよう、できるだけ広い視野にたつて幅広い観点から検討をするものとします。これは、市民参加で出された意見により市の執行機関が意思決定を変更することを定めているのではなく、市の執行機関が自らの責任において意思決定を行う際に、市民参加により出された意見を尊重し、より広い視野で検討することを示したものです。

【第5項関係】

市の執行機関は、市民に対して、行政活動について説明するとともに、その意思決定過程についても説明する責任を負います。また、様々な参加方法により寄せられた市民意見について、できる限り誠意を持って応答するとともに、十分にわかりやすく説明をするものとします。

(市民参加の対象)

第7条 市民参加の対象となる事項(以下「対象事項」といいます。)は、次のとおりとします。

- (1) 市の総合計画その他市政の基本的な事項を定める計画若しくは基本方針の策定又は変更
- (2) 市民に権利を与え、又は義務を課し、若しくは市民の権利を制限する条例その他市民生活に重大な影響を与える条例の制定及び改廃
- (3) 市民生活に重大な影響を与える制度の導入及び改廃(前号に掲げるものを除きます。)
- (4) 市の施設の設置、改修、用途変更等に係る計画等の策定又は変更
- (5) 行政手続法(平成5年法律第88号)又は逗子市行政手続条例(平成10年逗子市条例第1号)の規定に基づく審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃
- (6) その他市の執行機関が必要と認める行政活動

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加の手続を実施しないことができるものとします。

- (1) 緊急を要する行政活動
- (2) 前項に規定する市民参加の対象となる行政活動の基準が法令等により定められているもの
- (3) 軽易なもの
- (4) 予算の調製及び執行、市の人事その他市の執行機関の内部事務処理に関するもの

3 市の執行機関は、対象事項については、事前に第13条の市民参加制度審査会に実施する市民参加の方法、その時期等について諮るものとします。ただし、やむを得ない理由により事前に諮ることができなかった対象事項については、その理由及び対象事項の内容について市民参加制度審査会に報告し、公表するものとします。

4 市の執行機関は、第2項第1号に該当することを理由に市民参加の手続が実施されなかった場合は、その理由及び対象事項の内容について速やかに公表するとともに、第13条の市民参加制度審査会に報告するものとします。

趣旨及び解釈

【第1項関係】

市民参加手続の対象となる行政活動を列挙しています。

1 第1号

- (1) 市の総合計画その他市政の基本的な事項を定める計画若しくは基本方針の策定又は変更

「市の総合計画」は、市の行政計画の体系の頂点にあり、市の行政活動の全分野にわたる総合的で横断的な計画です。このような性格を踏まえ、市民の生活に重大な影響を及ぼし、市の将

再掲

来のあり方を描く総合計画を策定する場合や、同様の意味をもつ変更を行う場合は、市民が参加して定める必要があります。また、「その他市政の基本的な事項を定める計画」は、総合計画で定めていた「基幹計画」及び「個別計画」を指していましたが、令和4年度をもって前期実施計画が終了し、次期中期実施計画からは各分野の行政計画は必要に応じて策定することとなりました。したがって、従来の「基幹計画」及び「個別計画」は、「総合計画に関連する行政計画」として位置づけを変更したものの、引き続き重要な計画であることに変わりはないため、総合計画と同じ趣旨で市民が参加して定める必要があると考えます。

※参考 総合計画に関連する行政計画(逗子市総合計画中期実施計画(2023-2029)より)

◆ 関連する行政計画

5本の柱と取り組みの方向	計画名
第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち 1 「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまち 2 医療・保健・福祉が連携した安心・健康長寿のまち 3 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち 4 障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち 5 誰もが心豊かに子育て・子育てできるまち	○地域福祉計画 ○地域福祉推進計画・地域福祉活動計画 ○健康増進・食育推進計画 ○高齢者保健福祉計画 ○障がい者福祉計画 ○子ども・子育て支援事業計画
第2節 共に学び、共に育つ「共育(きょういく)」のまち 1 子どもも大人も共につながり成長していく生涯学習のまち 2 文化を新たに創造するまち 3 スポーツを楽しむまち 4 学校教育の充実したまち 5 ふるさとの遺産をまもりつないでいくまち	○共に学び、共に育つ、共育(きょういく)のまち推進プラン *(仮称)生涯学習推進プランに統合予定 ○(仮称)生涯学習推進プラン*2023年度(令和5年度)中に策定予定 ○社会教育推進プラン *(仮称)生涯学習推進プランに統合予定 ○生涯学習活動推進プラン *(仮称)生涯学習推進プランに統合予定 ○文化振興基本計画 ○スポーツ推進計画 ○学校教育総合プラン
第3節 自然と人間を共に大切にするまち 1 自然を大切にするまち 2 廃棄物による環境負荷の少ないまち 3 カーボンニュートラルを実現するまち 4 暮らしと景観に配慮したまち	○環境基本計画 ○緑の基本計画 ○一般廃棄物処理基本計画 ○地球温暖化対策実行計画 ○景観計画
第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち 1 良好な住環境の形成により、くつろぎが生まれるまち 2 災害に強く、犯罪のない安全なまち 3 歩行者と自転車を優先するまち 4 都市機能の整った快適なまち 5 地域資源を生かした個性豊かなにぎわいのあるまち	○住環境形成計画 ○安全安心アクションプラン ○歩行者と自転車を優先するまちアクションプラン ○都市機能の整ったまち推進プラン
第5節 新しい地域の姿を示す市民権のまち 1 市民自治のまち 2 誰もが尊重され、自由で平等なまち 3 世界とつながり、平和に貢献するまち	○男女平等参画プラン

なお、前ページ以外の計画は、第1号には該当しませんが、計画の中で特定分野の施策の基本的な方針や理念を独自に定めている計画は、第6号「その他市の執行機関が必要と認める行政活動」に該当するものとして扱い、市民参加の手続きを実施することが望ましいと考えます。具体的には、逗子市避難行動要支援者避難支援計画や、食育推進計画、市営住宅管理計画といった計画は、策定又は変更の時点で既存の計画等との関連性や市民に対する影響等を考慮した上で、対象とするか否かを決定するものとします。

また、これら以外の計画等に関しても、各部局で市民参加の必要性があると判断されたものは、対象にするものとします。

「基本方針」とは、例えば行財政改革や市町村合併など、体裁としては計画と見なされないものの、実質、施政に効力を有するものが該当します。

2 第2号

再掲

(2) 市民に権利を与え、又は義務を課し、若しくは市民の権利を制限する条例その他市民生活に重大な影響を与える条例の制定及び改廃

「条例」とは、地方自治法第14条に基づく条例を指しており、例えば環境基本条例、まちづくり条例、情報公開条例、自転車等の放置防止に関する条例、空き缶等の散乱防止等に関する条例等をいいます。なお、本条例では「市税の賦課徴収及び分担金、負担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの」に関して除外規定を設けていません。これは、例えば市民の負担が増える提案であっても、受益者負担の考え方や負担増の根拠、必要性を十分に市民に説明をすることで、単に負担が増えるからという理由のみで反対する市民は少なく、多くの市民は総合的に判断をし、むしろ税の正しい使い方として適正な受益者負担については一定の理解をするものと考えているからです。

※参考(地方自治法から抜粋)

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

3 第3号

再掲

(3) 市民生活に重大な影響を与える制度の導入及び改廃(前号に掲げるものを除きます。)

「制度」とは、例えば学区希望制の導入などをいい、対象事業を制度と称するか否かではなく、その内容で判断し、規則、要綱、基準等で定めるものなどが含まれます。

4 第4号

再掲

(4) 市の施設の設置、改修、用途変更等に係る計画等の策定又は変更

「市の施設」とは、市庁舎といった建築物に限らず、道路や公園なども含みます。「計画等」とは、建設や改修工事等に関する基本計画や基本設計等をいいます。ここでは公の施設の事業費の多寡や、主に市民が利用する施設であるか否かにより対象となるかを判断するのではなく、例えば駅前広場の再整備や大規模施設の建替え工事など、市の施設の建設や改修工事等で、施設の利活用も含めた計画等を策定する場合には、市民参加の対象とします。ただし、既存の施設で、維持補修等を目的とするものや使用方法が変わらない一部変更については対象としないものとします。

5 第5号

再掲

(5) 行政手続法（平成5年法律第88号）又は逗子市行政手続条例（平成10年逗子市条例第1号）の規定に基づく審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃

「審査基準」、「処分基準」及び「行政指導指針」（以下、「審査基準等」という。）は、行政手続法の規定により、地方公共団体に意見公募手続を採るよう努力義務が課されていることから、意見提出手続の対象とするものです。なお、条例、規則等の制定又は改廃において、当該審査基準等に係る部分以外については本号の対象外となります。例えば、許認可の審査基準、不利益処分の処分基準、行政指導の指導要綱等を指し、第8条のただし書きにあるように、市民参加の方法から複数選択する必要までではないものの、パブリックコメントについては実施すべきものです。

「審査基準」とは、例えば、集会施設などの公の施設の使用申請に対して許可するかどうかを判断するための基準など、法律や条例に基づく申請に対する許認可を行う場合に地方公共団体があらかじめ定めなければならない基準をいいます。

「処分基準」とは、例えば、法律や条例に基づく許可の取り消しや現状回復命令など、市民に不利益な処分をする場合に地方公共団体があらかじめ定めなければならない基準をいいます。

「行政指導指針」とは、例えば、一定規模以上の開発行為を行う事業者に対し、開発行為を行う前に道路の形状や排水の経路などを事前に協議するよう指導する場合など、法律や条例にもとづき市長等が行政目的を実現するために行う指導、助言、勧告等の内容をいいます。

6 第6号

再掲

(6) その他市の執行機関が必要と認める行政活動

第1号から第5号に掲げた対象事項に該当しない事項についても市民参加を行うことが適当であると判断した事項については、市民参加を行うことができるものとします。なお、前述のとおり、第1号に該当しない計画でも、計画の中で特定分野の施策の基本的な方針や理念を独自に定めているものは、第6号に該当するものとして扱い、市民参加の手続きを実施することが望ましいと考えます。具体的には、逗子市避難行動要支援者避難支援計画や、食育推進計画、市営住宅管理計画といった計画は、策定又は変更の時点で既存の計画等との関連性や市民に対する影響等を考慮した上で、対象とするか否かを決定するものとします。

【第2項関係】

再 掲

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加の手續を実施しないことができるものとします。

- (1) 緊急を要する行政活動
- (2) 前項に規定する市民参加の対象となる行政活動の基準が法令等により定められているもの
- (3) 軽易なもの
- (4) 予算の調製及び執行、市の人事その他市の執行機関の内部事務処理に関するもの

市民参加の手續を実施しないことができる事項としては、市民参加をする時間的な余裕がないなど緊急に行わなければならない事項、事業の実施にあたって法令の基準に基づいて行うもの、明らかに市民参加が必要でない軽易な事項、予算の調製・執行、人事の異動や会計処理などの内部事務とします。ただし、第2項に該当する場合であっても、可能な限り市民参加に取り組むことに努めることとし、市民参加の実施を否定するものではありません。

第1号の「緊急を要する行政活動」とは、災害時又は不測の事態が生じた場合に、市の機関の意思決定に緊急性、迅速性が求められ、市民参加を行ってその意思決定をするまでの時間を費やすことができないものやそれが適当とは考えられないものをいいます。

第2号の「行政活動の基準が法令等により定められているもの」とは、法令等に一定の基準が定められており、その基準に基づいて行うものをいいます。

第3号の「軽易なもの」とは、実質的に内容等の変更がないもので、政策的判断が求められず、きわめて軽易なものをいいます。例えば、第1項に該当する条例において、法令を引用している箇所がある場合に、引用している法令の改正により、引用部分の条、項、号の番号が移動した場合や表現が変わった際に、その条例を改正する場合等があります。

【第3項関係】

再 掲

3 市の執行機関は、対象事項については、事前に第13条の市民参加制度審査会に実施する市民参加の方法、その時期等について諮るものとします。ただし、やむを得ない理由により事前に諮ることができなかった対象事項については、その理由及び対象事項の内容について市民参加制度審査会に報告し、公表するものとします。

対象事項については、原則として翌年度に実施する予定の事項について、事前(前年度末)に市民参加制度審査会に諮るものとします。翌々年度以降に実施する予定の事項であっても、対象事項の取組過程全体(『企画立案→実施→評価』)が複数年度にわたる場合であって翌年度に取組を始める予定の事項については、その取組をもって事前に市民参加制度審査会に諮るものとします。やむを得ない理由により事前に諮ることができなかった対象事項についても、その理由及び内容について、市民参加制度審査会に必ず報告し、その後公表するものとします。

市民参加制度審査会は、市民参加の実施の方法等(対象事項、方法、時期等)を審査し、市長に対して意見を答申するものとします。市長は市民参加制度審査会からの意見を踏まえ、市民参加を実施します。

なお、「公表」については、規則第2条に規定しています。

※市民参加条例施行規則から抜粋

(公表の方法)

第2条 条例及びこの規則の規定による公表は、次に掲げるもののうち全部又は一部の方法により行うものとします。

- (1) 市の広報誌への掲載
- (2) 市の執行機関の担当窓口、市政情報広場又は公共施設等における閲覧又は配布
- (3) 市のホームページへの掲載
- (4) 公告式条例(昭和25年逗子市条例第18号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の執行機関が適当と認める方法

【第4項関係】

再掲

4 市の執行機関は、第2項第1号に該当することを理由に市民参加の手続が実施されなかった場合は、その理由及び対象事項の内容について速やかに公表するとともに、第13条の市民参加制度審査会に報告するものとします。

緊急を要し、市民参加手続きをとらない時は、理由及び対象事項の内容を速やかに公表し、かつ市民参加制度審査会に報告をすることとします。

(市民参加の方法)

第8条 市の執行機関は、対象事項について次に掲げる市民参加の方法から当該行政活動の内容等に応じて適切であるものを複数選択して実施しなければならないものとします。ただし、第7条第1項第5号に規定する対象事項は、その限りでないものとします。

- (1) パブリックコメント（事前に案を広く市民に説明し、それに対する市民の意見を十分に聴くことをいいます。以下同じ。）
- (2) 審議会等（法律又は条例により規定され、公募の市民を構成員に含むものに限ります。以下同じ。）
- (3) 懇話会等（公募の市民を構成員に含むものに限ります。ただし、前号に規定する審議会等を除きます。以下同じ。）
- (4) ワークショップ等（市民と市の執行機関の職員が案を作り上げていく会合をいいます。）
- (5) 市民会議（市の執行機関が主催し、本市に住所を有する市民が対象事項に関する議論を行う会合をいいます。）
- (6) 公聴会等（市の執行機関が広く市民の意見を聴取するための会合をいいます。）
- (7) 意向調査（対象事項に係る調査項目を設定し、定めた期間内に市民に当該調査項目に対する回答を求めるものをいいます。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか市の執行機関が適当と認める方法

趣旨及び解釈

【第1項関係】

市民参加の方法にはそれぞれ利点と欠点があることから、適切であるものを市の執行機関が複数選択して実施するものとします。複数の方法を実施させることで、より多くの市民参加を得ることができ、市民参加の方法による偏りを減らせる可能性があると考えています。なお、その場合は、パブリックコメント以外の方法は行政活動における意思決定をする過程のできるだけ早い適切な段階（『企画立案→実施→評価』という過程全体の中における適切な段階と、『企画立案』、『実施』、『評価』の各段階の中での適切な時期(早期、中期、終期)を指しています。)で実施し、その際に意見聴取した内容を踏まえて、パブリックコメントを実施しなければなりません。

ただし、第7条第1項第5号に規定する対象事項(行政手続法又は逗子市行政手続条例の規定に基づく審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃)は、複数選択する必要はなく、パブリックコメントのみの実施でよいものとします。

また、各号において市民参加手続の方法について列挙しています。なお、市民参加の方法については、社会状況の変化や時間の経過と共に市民参加の方法が進化し続けていることから、逐条解説では例示することに留めてあります。

(1) パブリックコメント(事前に案を広く市民に説明し、それに対する市民の意見を十分に聴くことをいいます。以下同じ。)

「パブリックコメント」とは、計画や条例などの案を公表し、それについての意見を募集し、意見の採否及びその理由について公表するものをいいます。具体的には、市民が、市の機関の公表する行政活動に係る計画等の案等に対して、住所、氏名等の属性を明らかにした上で、意見を書面・メール等で提出し、市の機関が、その意見を参考に計画等について内部での意思決定を行い、市民からの意見の概要及びそれに対する市の機関の考え方等を公表する一連の手続のことを指します。

パブリックコメントを実施する時期については、より具体的な案を示すことでより意見が出やすくなることが考えられることから、意思決定を行う最終段階で実施することを原則としますが、行政活動の企画立案から決定に至るまでの過程のうち、市民の意見が集まりやすいと考えられるどのタイミングでも実施が可能で、行政活動の内容によっては、中間の段階や、基本的な方向性を定める時点、または複数回実施することも考えられます。

なお、詳細な実施方法については、規則第3条に規定しています。

※市民参加条例施行規則から抜粋

(パブリックコメントの手続)

第3条 市の執行機関は、条例第8条及び条例第9条のパブリックコメント(以下「パブリックコメント」といいます。)により意見を求めようとするときは、対象事項の施策等(以下「当該施策等」といいます。)の趣旨、目的、内容等の案を市民にわかりやすい表現を用いて公表するものとします。

2 パブリックコメントにより意見を求める期間は、原則として当該政策等の案の公表の日から30日以上とします。

3 市の執行機関は、パブリックコメントにより意見を求めるときは、次の各号のいずれか的手段による意見の提出を求めるものとします。

(1) 持参

(2) 郵便等

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

(5) 前各号に掲げるもののほか市の執行機関が適当と認める方法

4 市の執行機関は、パブリックコメントの手続を実施している案件の一覧表を作成し、インターネットを利用した閲覧の方法等により常時市民に情報提供するものとする。

2 第2号 ※第10条(審議会等及び懇話会等)も参照

再掲

(2) 審議会等（法律又は条例により規定され、公募の市民を構成員に含むものに限ります。以下同じ。）

「審議会等」とは、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関をいいます。「附属機関」とは、執行機関が法律又は条例に基づき、その内部部局のほか、必要と認めて設置する機関及び行政執行の前提となる調査、調停、審査等を行うために設置される審査会や審議会のほか委員会、協議会等をいいます。

なお、「審議会等」は、第10条で規定しているとおり、公募市民が含まれ、その割合が全体の5分の1以上であるものに限ります。このことから、公募市民を含まない審議会等にあつては、市民参加の手続きの1つとして採用することはできません。

3 第3号 ※第10条(審議会等及び懇話会等)も参照

再掲

(3) 懇話会等（公募の市民を構成員に含むものに限ります。ただし、前号に規定する審議会等を除きます。以下同じ。）

「懇話会等」とは、要綱等により開催された公募により選考された構成員を含む懇話会や検討会などをいいます。なお、第2号の審議会等と同様に、公募市民が含まれ、その割合が全体の5分の1以上であるものに限ります。このことから、懇話会等においても、公募市民を含まない懇話会等にあつては、市民参加の手続きの1つとして採用することはできません。

4 第4号

再掲

(4) ワークショップ等（市民と市の執行機関の職員が案を作り上げていく会合をいいます。）

「ワークショップ等」とは、計画等の立案段階から検討をしていく過程を含む会合をいいます。プレーンストーミング等での討議を経て意見の収集を行い、結果を全体で共有する形式を基本とします。ワークショップでは、結論だけを求めるのではなく、討議などを通じて、対象案件に関する理解を深めながら、できるだけ多くの意見や課題を抽出することを目的とするため、市の執行機関も直接検討に参加し、それぞれの立場で意見を出し合いながら合意形成を進めていくものです。以上のことから、検討の比較的初期の段階で実施することが効果的であるといえます。

なお、詳細な実施方法については、規則第5条に規定しています。

※市民参加条例施行規則から抜粋

(ワークショップの手続)

第5条 市の執行機関は、条例第8条第4号のワークショップ等のうちワークショップを開催しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとします。

- (1) ワークショップの名称及び議題
- (2) ワークショップの開催の日時及び場所
- (3) その他必要な事項

- 2 市の執行機関は、ワークショップを開催するに当たっては、共同作業を通じて多様な意見を引き出し、計画づくり等を進めるものとします。
- 3 市の執行機関は、ワークショップを開催したときは、開催記録を作成し、その概要を公表するものとします。

5 第5号

再掲

(5) 市民会議（市の執行機関が主催し、本市に住所を有する市民が対象事項に関する議論を行う会合をいいます。）

「市民会議」とは、市が開催し、本市に住所を有する市民の中から公募で参加者を募り、基本的には、市民の運営により議論を行うものをいいます。

公募の際は、本市に住所を有する市民の中から無作為抽出で選出されたものに参加を呼び掛ける方法も有効であり、これまで市民参加対象事項の分野と関わりが薄い人の市民参加を喚起できる可能性があることも、市民会議のメリットです。なお、市民会議では、市は計画等に関する市の基本的な考え方や、その他必要な事項及び当該計画等に関する資料を提示するにとどめた上で、市民等の多様な議論により見出された一定の方向性を踏まえて、計画等の案を策定する形となるため、検討の比較的初期の段階で実施することが効果的であるといえます。

なお、詳細な実施方法については、規則第7条に規定しています。

※市民参加条例施行規則から抜粋

(市民会議の手続)

第7条 市の執行機関は、条例第8条第5号の市民会議の手続を実施しようとするときは、当該市民会議に対し、計画等に関する市の基本的な考え方その他必要な事項及び当該計画等に関する資料を提示した上で、計画等についての意見を求めるものとします。

2 市民会議に参加する市民等の公募の基準及び方法、議論を行う期間その他市民会議の実施に必要な事項は、計画等の性質に応じ、市の執行機関が別に定めるものとします。

3 市の執行機関は、市民会議から提出された意見についての検討を終えたときは、速やかに結果を公表するものとします。ただし、非公開情報に該当すると認められるものは、その限りでないものとします。

6 第6号

再掲

(6) 公聴会等（市の執行機関が広く市民の意見を聴取するための会合をいいます。）

「公聴会等」とは、計画や条例などの案について市民からの意見を聴取し、それを踏まえて最終的な案を作成することを目的として開催するものをいいます。

なお、詳細な実施方法については、規則第6条に規定しています。

※市民参加条例施行規則から抜粋

(公聴会の手続)

第6条 市の執行機関は、条例第8条第6号の公聴会等のうち公聴会を開催しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとします。

- (1) 公聴会の開催の日時及び場所
- (2) 当該施策等の案の内容等
- (3) 公聴会に出席して意見を述べることができる者の範囲
- (4) 公聴会に出席して意見を述べることを希望する場合の意見の提出先、提出方法及び提出期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか市の執行機関が必要と認める事項

2 市の執行機関は、意見の提出期間内に意見の提出がなかったときは、公聴会を中止し、その旨を公表するものとします。

3 公聴会に出席して意見を述べることを希望する者は、意見の要旨及びその理由等を記載した書面等を第1項の規定により市の執行機関が公表した意見の提出先に提出しなければなりません。

4 市の執行機関は、前項に規定する書面等を提出した者を公聴会に出席して意見を述べることができる者(以下「公述人」といいます。)として決定するものとします。ただし、書面等に記載された意見の内容が公聴会の対象となる事案に関係がないとき又は公聴会の運営上支障があると認めるときは、この限りではありません。

5 前項の場合において、同じ趣旨の意見が多数提出されたときは、それらの意見を提出した者の中から市の執行機関が公述人を決定するものとします。

6 市の執行機関は、必要に応じ、公聴会に学識経験を有する者、市の執行機関の職員その他の者を参考人として出席させることができます。

7 公聴会は、市の執行機関が指名する者が議長となり主宰します。

8 公聴会の参加者は、公聴会の円滑な進行を図るために議長(公聴会を主宰する議長をいいます。以下同じです。)の指示に従わなければなりません。

9 議長は、公聴会を開催したときは、次に掲げる事項を記録し、市の執行機関に提出するものとします。

- (1) 対象とする事案の内容
- (2) 公聴会の開催日時、開催場所及び参加人数
- (3) 公述人の氏名及び発言の内容
- (4) 質疑の内容
- (5) 公聴会で配布された資料等の内容
- (6) その他必要な事項

10 市の執行機関は、公聴会が終結したときは、必要に応じ、前項の規定により提出された記録を公表するものとします。ただし、非公開情報は、公表しないものとします。

11 公述人は、議長の承認を得て、陳述に代えて文書を提出し、又は代理人に陳述させることができます。

7 第7号

再掲

(7) 意向調査（対象事項に係る調査項目を設定し、定めた期間内に市民に当該調査項目に対する回答を求めるものをいいます。）

「意向調査」とは、対象事項について市民に対し意見を聴取するためアンケート調査、インタビュー、聞き取り調査等を行うことをいいます。

なお、詳細な実施方法については、規則第8条に規定しています。

※市民参加条例施行規則から抜粋

(意向調査の手続)

第8条 市の執行機関は、条例第8条第7号の意向調査を実施しようとするときは、その目的を明らかにするとともに、回答に必要な情報を提供することとします。

2 市の執行機関は、意向調査の実施後、その結果を公表するものとします。

8 第8号

再掲

(8) 前各号に掲げるもののほか市の執行機関が適当と認める方法

「市の執行機関が適当と認める方法」とは、例えばモニター方式や、対象事案に関し実施機関が市民に説明を行うだけでなく、市民に案に対する意見を述べてもらい、その意見に対し、実施機関の考え方を説明する内容を行うような説明会、意見交換会などの手続きをいいます。ただし、パブリックコメントを補完する目的で行う説明会等については、パブリックコメントの一環として捉えられるため、市民参加手続きの1つとしてカウントされないものとします。

(パブリックコメントの公表等)

第9条 市の執行機関は、第7条第1項第1号から第5号までに該当する事項については、パブリックコメントを行わなければならないものとします。

2 市の執行機関は、パブリックコメントを行ったときは、市民意見の採否及びその理由について公表しなければならないものとします。

趣旨及び解釈

【第1項関係】 ※第8条第1項第1号(パブリックコメント)も参照

重要な計画や条例または公共施設の設置に係る計画などについては、パブリックコメントを必ず実施するものとし、これにより市民誰もが参加することが可能となるように配慮します。また、第7条第1項第6号に該当する事項については、実施は必須ではありませんが、パブリックコメントは市民に最も広く意見を求めることができる方法ですので、可能な限り実施することが望ましいと考えます。

【第2項関係】

提出された意見の採否や、その理由となる市の機関の考え方について公表し、説明責任を果たすことを義務づけています。

(審議会等及び懇話会等)

第10条 市の執行機関は、審議会等及び懇話会等を設置しようとするときは、公募の市民（本市に住所を有する者に限ります。）を含むものとします。この場合において、公募により選考された者の割合は、特別の支障がある場合を除き、構成員の5分の1以上とします。

2 審議会等及び懇話会等の会議は、事前にその会議の開催について公表し、逗子市情報公開条例（平成13年逗子市条例第3号）第20条の規定により公開するものとします。

趣旨及び解釈

【第1項関係】 ※第8条第2号（審議会等）及び第3号（懇話会等）も参照

市の執行機関は、公募委員の選任にあたっては、男女比や地域構成、他の審議会等の委員との兼職状況を考慮するものとします。また、構成員全体（懇話会の場合はアドバイザーも含む）の5分の1以上の人数の公募の市民を入れることで、様々な観点がいった有効な議論ができるように配慮するものとします。

なお、個人のプライバシーについて検討をするもの、また高度に専門的な知識が必要なものなど審議会等によっては委員を公募することがなじまないケースがあることから、公募の市民に関しては、「特別の支障がある場合を除き」としています。公募の市民を入れる場合は、必ず構成員全体の5分の1以上いなければならない、特別な支障があるとして公募市民をおかない場合は、市民参加の手続きの1つとして採用することはできません。また、公募をしたものの、公募により選考された者の割合が規定人数に達しなかった場合も同様の扱いとなります。

【第2項関係】

審議会等及び懇話会等は、適正な進行と議論の公平性について担保するため、逗子市情報公開条例第20条に基づき、会議の進捗状況や審議の過程を公開するように努めるものとします。

※参考（逗子市情報公開条例から抜粋）

（会議の公開）

第20条 地方自治法第138条の4第3項の附属機関及び実施機関の設置する懇話会、検討会等（以下「懇話会等」という。）の会議は公開する。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 他の法令又は条例に特別の定めがある場合
- (2) 非公開情報に該当する事項を審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関及び懇話会等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

2 庁内会議は、前項の規定に準じて公開するよう努めるものとする。

なお、審議会等及び懇話会等の詳細な運用方法については、規則第4条に規定しています。

※市民参加条例施行規則から抜粋

(審議会等及び懇話会等の手続)

第4条 市の執行機関は、条例第10条の審議会等及び懇話会等(以下「審議会等及び懇話会等」といいます。)の委員を選任するときは、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の審議会等及び懇話会等の委員との兼職状況等に配慮し、市民の多様な意見が反映されるよう努めるものとします。

2 審議会等及び懇話会等の会議は、公開します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができます。

(1) 法令等の規定により公開しないとされている場合

(2) 審議等の内容に、逗子市情報公開条例(平成13年逗子市条例第3号)第5条第2項各号に定める非公開情報のいずれかに該当すると認められるものが含まれる場合

(3) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

(住民投票の実施)

第11条 市長は、市政の重要事項に係る意思決定について、市民に直接問う必要があるときは、住民投票を実施することができます。

2 市長は、市政の重要事項に係る事案について逗子市住民投票条例(平成18年逗子市条例第1号)第4条に規定する住民投票の請求があるときは、住民投票を実施しなければならないものとします。

3 その他住民投票の実施について必要な事項については、逗子市住民投票条例で定めます。

趣旨及び解釈

市民参加の方法の一つとして、市民が直接賛否を投票する住民投票制度について規定しています。詳細については、逗子市住民投票条例(平成18年逗子市条例第1号)で規定します。

(苦情、意見等の申し出)

第12条 市民は、市民参加の手續について、苦情、意見等があるときは、市の執行機関に適切な対応を求めることができます。

2 市の執行機関は、前項の苦情、意見等があったときは、次条に規定する審査会に意見等を求めなければならないものとします。ただし、その苦情、意見等による措置を市が講じる場合を除きます。

3 市の執行機関は、前項の審査会の意見等を尊重し、適切な措置を講じるものとします。

4 市の執行機関は、前項により講じた措置について、その結果を当該市民に通知するとともに、公表するものとします。

5 市の執行機関は、第2項ただし書に該当するものとして審査会に意見等を求めなかったときは、その内容を審査会に報告するものとします。

趣旨及び解釈

【第1項関係】

市民参加の方法について、苦情、不服、意見等を申し出る方法について規定しています。市民が、市民参加の手法について、苦情、意見等がある場合に、市長に申し出ることができることを定めています。

【第2項関係】

市が、市民からの苦情、意見等を受け付けた場合は、ただし書きに該当するものを除き、速やかに審査会に意見等を求めるものとします。

【第3項関係】

市長は、審査会の意見等を尊重し、適切な措置を講じなければならないことを定めています。

【第4項関係】

市長が、審査会の意見等を尊重し、適切な措置を講じたときは、その結果を申し出た市民に通知するとともに、公表することを定めています。

【第5項関係】

申し出があった苦情、意見等が第2項ただし書きに該当するものとした場合であっても、市長は、その内容を審査会に報告することとしています。

(市民参加制度審査会の設置)

第13条 市民参加を適正に運営するため、市民参加制度審査会（以下「審査会」といいます。）を設置します。

2 審査会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する6人以内の委員で組織します

(1) 公募による市民（本市に住所を有する者に限ります。）

(2) 学識経験を有する者

(3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

4 委員は、再任されることができます。

5 前各項に定めるもののほか、審査会の組織に関し必要な事項は、市長が別に定めま

6 審査会の所掌事務は、次に掲げるとおりとします。

(1) 第7条第3項の規定により諮られた実施する市民参加の方法等について審査すること。

(2) 前条に規定する市民からの意見、提案等について、審議し、必要に応じて市長に意見、勧告等を提出すること。

(3) 毎年度において、市民参加の実施状況等の結果について評価すること。

(4) 社会情勢の変化等による新しい市民参加の方法等を研究し、市長に提言すること。

(5) 市の執行機関からの市民参加に関する諮問(第7条第3項及び前条の規定によるものを除きます。)に応じること。

(6) その他市民参加の適正な運営に関し審議すること。

趣旨及び解釈

【第1項関係】

市民参加制度審査会は、市民参加制度の運用等に関する監視や審査をする組織として位置づけています。市民参加計画の事前審査、また市民からの市民参加に関する意見、提案等の審議などを審査会が担うことで、市民参加制度の運営が適正になされるものと考えています。

【第2項関係】

市民参加制度審査会の人数、構成について定めています。

【第3項関係】

市民参加制度審査会委員の任期について定めています。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間としています。

【第4項関係】

委員は、再任されることができるとを定めています。

【第5項関係】

審査会の組織に関し必要な事項は、市長が別に定めることとしています。

【第6項関係】

第1号で、市長は原則として毎年度末に、翌年度以降に行う市民参加の実施の方法等について、市民参加制度審査会に諮問をするものとします。諮問を受け、市民参加制度審査会は市民参加条例に則り適切に市民参加が行われているかを審査し、市長へ答申をします。市長は、市民参加制度審査会からの答申を踏まえ市民参加手続きを実施します。

第2号で、市民参加制度審査会は、市民から市長に提出された市の市民参加の手法についての意見、提案等を審議し、その検討結果に応じて勧告または意見を市長に提出します。

第3号で、市長は、毎年度終了後に実施した市民参加の結果について、市民参加制度審査会へ報告し、評価を受けることとしています。

第4号で、市民参加制度審査会は、市長からの報告および社会情勢などを幅広く考慮し、市の執行機関の行う市民参加手続きの実施の方法等が適切なものとなるよう評価・検討し提言をするものとします。

第5号の「市の執行機関からの市民参加に関する諮問」とは、市の執行機関で判断しかねる市民参加に関する事項について諮問に応じることを定めています。

第6号で、第1号から第5号に掲げるもの以外で、市民参加の適正な運営に必要な事項に関することを所掌事務としたものです。

なお、詳細な内容については、規則第9条に規定しています。

※市民参加条例施行規則から抜粋

(市民参加制度審査会の組織等)

第9条 条例第13条の市民参加制度審査会(以下「審査会」といいます。)に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定めます。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理します。

4 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となります。

5 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできません。

6 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。ただし、逗子市住民投票条例(平成18年逗子市条例第1号)第4条第4項に規定する諮問については、委員総数の3分の2以上の承認をもって審査会の議決とします。

7 審査会の会議は、公開します。ただし、審査会の内容に非公開情報が含まれる場合又は会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合は、会議の全部

又は一部を公開しないことができます。

8 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定め
す。

(実施状況等の報告)

第14条 市長は、毎年度において市民参加の実施状況や結果を取りまとめて前条の審査
会に報告し、その内容及び前条第6項第3号による評価を公表するものとします。

趣旨及び解釈

市長は、市民参加の実施状況等の結果について、市民参加制度審査会の評価を踏まえて、
公表するものとします。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

趣旨及び解釈

市民参加制度の運用に関し、必要な事項を規則に委任することについて定めています。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行します。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、既に着手され、又は着手のための準備が進められている対象
事項であって、時間的な制約その他正当な理由により市民参加を求めることが難しい
ものについては、この条例の規定は、適用しません。

附 則 (平成26年11月28日条例第35号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行します。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、既に着手され、又は着手のための準備が進められている対象
事項については、なお従前の例によります。

趣旨及び解釈

平成27年4月1日から改正した条例を施行していますが、経過措置として、条例改正前に既に
着手され、又は着手のための準備が進められている対象事項については、改正前の条例に従って手
続きをすすめることとしています。